

# 登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問

登録申請手続のe-Tax対応に関するよくある質問についてお答えします。

Q 1. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) とはどのようなものか。

A 1. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) とは、e-Taxソフトで利用可能な手続のうち、一部の手続について、インターネット経由でWebブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

e-Taxソフト (WEB版) は、パソコン利用者向けに提供しているソフトウェアであり、e-Taxソフト (SP版) は、e-Taxソフト (WEB版) をスマートフォン利用者向けに操作性を最適化したソフトウェアです。

登録申請手続についても、このe-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) での作成・送信を可能とすることとしております。

Q 2. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) は誰でも利用できるのか。

A 2. 登録申請手続の利用は、

- e-Taxソフト (WEB版) は、個人事業者、法人いずれも利用可能
- e-Taxソフト (SP版) は、個人事業者のみ利用可能

となっており、e-Taxソフト (WEB版) については、税理士による代理送信を行っていただくことも可能です。

なお、e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) の利用には、マイナンバーカード等の電子証明書が必要となりますので、事前にご準備をお願いします。

※ e-Taxソフト (SP版) は、国内事業者のみ利用可能であるため、個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト (WEB版) を利用する必要があることにご留意ください。

(参考：e-Taxソフト等の概要)

利用ソフト	手続名
e-Taxソフト (WEB版) e-Taxソフト	適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用) 適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項公表(変更)申出書
e-Taxソフト (SP版)	適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項公表(変更)申出書

Q 3. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) を利用するに当たって準備が必要なものはあるか。

A 3. 登録申請手続について、e-Taxを利用して送信するには電子証明書が必要となるため、事前にマイナンバーカード等の準備をお願いします。

また、e-Taxの利用には、利用者識別番号 (e-Taxを利用するためのID) が必要になりますが、e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) から取得することが可能です。

(参考：e-Taxソフト等の概要)

項目	e-Taxソフト (WEB版)	e-Taxソフト (SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード (バージョンアップ)	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン ・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式		帳票形式
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者 <sup>(※)</sup>	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人で国外事業者の場合は、e-Taxソフト (WEB版) を利用する必要があります (Q 2 の参考「[e-Taxソフト等で作成可能な手続](#)」をご参照ください。)

Q 4. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) では申請データの作成に「問答形式」を採用しているとのことであるがどのようなものか。

A 4. e-Taxソフト (WEB版) 及びe-Taxソフト (SP版) で採用している「問答形式」とは、申請書様式の必要な箇所に直接入力するのではなく、画面に表示された質問に回答していくことで、申請に必要な事項が漏れなく入力でき、スムーズに登録申請手続を行うことができる方式です。

Q 5. どのようにして登録通知データが格納されたことを確認できるのか。

A 5. 事前にメールアドレスを登録しておくと登録通知データが「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されたときに登録したメールアドレスにメールが送付されます。

(参考) メールアドレスの登録方法

「[メールアドレス・宛名登録マニュアル～e-Taxソフト \(WEB版\) ver.～](#)」

Q 6. 受け取った登録通知データはどのようにして確認するのか。

A 6. 登録通知のデータの確認方法は「[登録通知データ確認マニュアル～e-Taxソフト\(WEB版\)ver.～](#)」をご覧ください。

Q 7. 登録通知データには公表申出事項は印字されないのか。

A 7. 登録通知データには、法定の公表事項のみを印字し、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地」などの公表申出事項は、印字されません。

(参考) 法定の公表事項

[インボイス制度に関するFAQ 問20](#)

Q 8. 登録通知データは印刷できるのか。

A 8. 登録通知データは、「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されているデータを書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

Q 9. 登録通知データはパソコンのデスクトップ等に保存することはできるのか。

A 9. e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合は、登録通知データをPDF形式で保存することができます。

なお、登録通知データは、改ざんされていない(税務署の電子署名が付された状態)ことが確認できるXML形式のデータも格納されています。

Q 10. 登録通知データはいつまで確認ができるのか。

A 10. 登録通知データは「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に1,900日(約5年間)保存されます。

なお、1,900日(約5年間)経過後は、既読・未読に関わらず削除されますのでご注意ください。

Q11. 登録通知データをe-Tax（電子データ）で受領することを希望したが、e-Taxでの受領ができない場合はあるか。

A11. 登録通知データに表示される納税地、氏名や名称などにe-Taxで使用できない文字が含まれているなど、一部の場について登録通知データをe-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合であっても書面通知となる場合があります、この場合、登録通知書は郵送されます。

なお、この場合であっても「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に書面通知となる旨のお知らせが格納されます。

Q12. 登録申請手続をe-Taxソフトを利用して提出しようとしたが、「送信された申告等データは受付対象外手続です。e-Taxで利用可能な手続についてe-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）の「利用可能手続一覧」でご確認ください。（HUU0073E）」とエラーメッセージが表示される。

A12. 令和4年度税制改正内容が反映されていない「旧様式」を送信した場合に表示されるメッセージです。

「適格請求書発行事業者の登録申請」手続については、本年10月11日以降、令和4年度税制改正内容が反映した「新様式」に対応した最新バージョンでないe-Taxソフトからの送信については、受け付けすることができません。

その他ご不明点につきましては、[「e-Taxホームページ お知らせ一覧」](#)をご確認いただくか、[「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」](#)にお問い合わせください。